

学校いじめ防止基本方針

小山市立間々田小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条以下「法」という。）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。そのことを踏まえ、いじめの判断は、いじめられた側の心の痛み等によって考えることが大切である。

2 いじめの未然防止のための基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。学校は、「いじめをしない、させない、絶対に許さない」の考えの下、「いじめはどの学級にも起こりうる」という危機感をもち、いじめの未然防止や早期対応にあたる。そして、いじめに対しては、絶対に許さないという態度で、当事者意識をもって子どもに接するとともに、再発防止に努める。

また、いじめの問題への取組の重要性について家庭に広げ、家庭や地域住民と連携していくよう努める。

3 いじめの未然防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうることを踏まえ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。そして、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を認め合い互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

また、児童の様子に注意を払い、ささいな兆候であってもいじめではないかという疑いをもって、迅速に対処する。さらに、いじめを認知した際には、いじめられた児童に寄り添うとともに、いじめた児童に対する指導や支援を行うなど、児童の安全を第一に考え、組織的に適切に対応していく。その際には、家庭や地域住民と連携を図り、関係諸機関とも連携・協働する体制を築いていく。

いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）

- ①いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りに努める。
- ②児童一人一人の自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③普段から教職員全員で認識、共通理解を図り、組織的に対応する。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく学校外の団体や専門家と協力・連携して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

いじめのサインはいじめを受けている子どもからもいじめている子どもからも出ているので、小さな変化を見逃さず、いじめの把握に努める。

4 いじめの未然防止のための学校の取組

(1) 学級経営の充実

ア 児童の心の安定を図り、規律正しい態度で授業に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。

イ 一人一人のよさや違いを尊重し合い、児童が「自分はこのクラスの一員として認められている、クラスのために役立っている」という所属感や自己有用感をもてるような望ましい集団づくりに努める。

ウ 教職員と児童、児童同士の安心感・信頼感に支えられた良好な人間関係を築くとともに、児童が落ち着いて生活し、諸活動に意欲的に取り組むことができる環境を整える。

エ 学年・学級集会等において、ソーシャルスキルや、対人関係ゲームを積極的に行い、人間関係構築力やコミュニケーション能力の育成を図る。

(2) 児童指導、学習指導の充実

- ア 指導体制の充実を図り、児童の変化を見逃さず、いじめの未然防止と早期発見・早期対応につなげる。また、発見当日の解消をめざし、事実確認を確実に行う。
*段階的指導（担任・学年主任→児童指導主任→教頭→校長→関係機関）
ただし、いじめを発見したときは、すぐに児童指導主任に報告する。
- イ 基本的生活習慣の徹底を図るとともに、集団生活のルールを定着化し、児童の規範意識を高める。
- ウ 「ほめて育てるおやまのよい子」のスローガンの下、児童の長所を生かした指導を展開していく。
- エ 授業のユニバーサルデザイン化や「分かる・できる・定着する」授業の展開を図り、児童が「できた」「分かった」という喜びや達成感を味わえるよう学習指導を充実させ、学級づくりを意識した授業を行う。
- オ 児童の様々な能力や特性にに応じて、個に応じた支援を心がけ、教職員間で連携し、組織的な指導・支援体制を整える。（いじめ防止対策委員会）
- カ 運営委員会や職員会議、放課後の打合せ（共有タイム）等を活用し、気になる児童についての共通理解を図り、情報を速やかに共有し、組織的に対応できるようにする。

(3) 教育相談体制の充実

- ア 定期的に教育相談期間を設けると同時に、いじめに関する実態把握や情報収集のためにアンケート調査も実施する。
- イ 日々、学校生活の中で意図的に児童に関わり、児童の心の変化を感じ取れるよう努める。
- ウ SC や生活相談員を気軽に利用できるよう、働きかける。（保護者も含めた教育相談）

(4) 道徳教育の充実

- ア 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- イ 道徳科の時間を要として、指導方法を工夫し、生命及び人権の尊重など豊かな心を育むことに努める。

(5) 校内研修の充実

学級白書、いじめ防止基本方針の理解、チェックリストの活用、人権教育研修会の実施、学級活動・学級経営研修の伝達や QU 検査等に関する校内研修等、教職員の資質の向上を図るための取組を計画的に実施する。

(6) 児童を中心とした活動（間々田小いじめゼロ宣言）

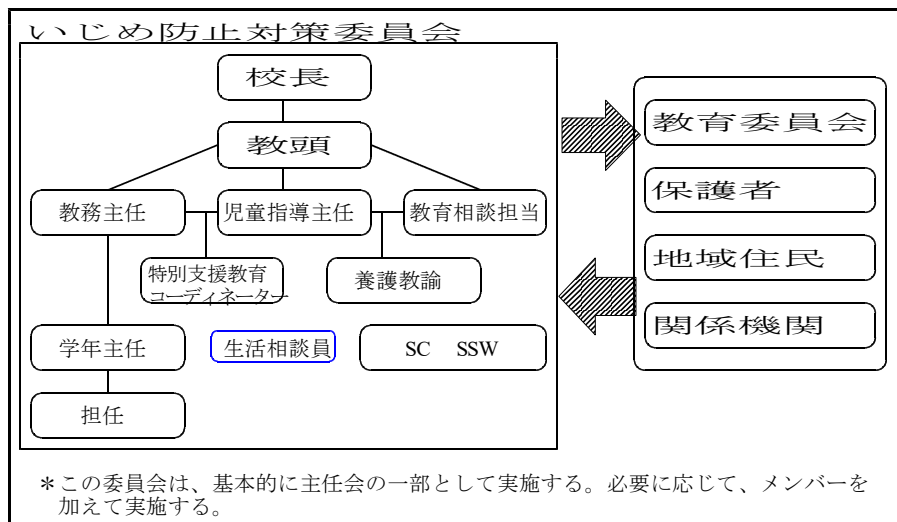
小山市の「おやまっ子 いじめゼロ宣言」を受け、クラスのいじめゼロスローガンを作成・発表・掲示したりする。全ての児童が「自らの力でよりよい学校を創る」という意識をもって、主体的にいじめの問題について考え、行動できるようにする。

(7) 家庭や地域住民、関係機関との連携

- ア 年度当初に本校のいじめに関する指導について家庭や地域住民に周知する。
- イ ホームページ等で、いじめに対する学校の基本方針を説明し、家庭と連携した取組を行う。また、各便り等でも学校の取組を発信したり、いじめの問題について学校運営協議会委員とも協議する機会を設けたりするなどして、学校と家庭、地域住民が連携・協働する体制を構築する。
- ウ 加害児童に対して教育的指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る。そのために、関係機関との間の情報共有体制を構築する。

5 いじめの未然防止のための組織

- ア いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる「いじめ防止対策委員会」を置く。
この組織は、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等で構成する。必要に応じて、スクールカウンセラーや生活相談員、SSW などその他の教職員とも連携する。
- イ 2ヶ月に1回問題行動等対策会議を設置し、情報共有を行う。



6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童生徒の状況に着目し、例えば、児童生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめられた児童生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、学校が「いじめの重大事態とは言えない」と判断しても、重大事態が発生したものととして、報告・調査に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会を通じて市長に報告し、重大事態対応フロー図（別紙）に基づいて対応する。

(3) 学校が調査をする場合は、「いじめ防止対策委員会」により、事案に応じて必要な職員や適切な専門家を加えるなどして対応する。

(4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

7 取組の評価・検証

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめの未然防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、改善に努める。その際、いじめの未然防止に関する教職員による取組の評価及び保護者への学校評価を実施し、取組の検証をするとともに、次年度の計画作成に生かす。